公告 第 62 号
令和8年10月28日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第３６３会計隊長　酒井　博未

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6S6C1MS04200	62E81AE0006 0001		

品名　または　件名
ＷＳＬ－ＰＳ１１０Ｓ中型車両用オートリフト定期点検（３年点検）
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	UN						

納地または工事場所	引渡場所
水陸機動団後方支援大隊第２整備工場	水陸機動団後方支援大隊第２整備工場
搬入場所	納期または工期
後方支援大隊　清原２曹（２７５７）	令和9年1月12日（火）～令和9年3月30日（火）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所　：令和8年11月11日（水）9時00分　会計隊 事務室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
(1)入札参加資格者
ア　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ　令和０７・０８・０９年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のＤ等級以上の資格を有する者
エ　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
カ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
キ　入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2)公告の提示場所
陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ（http://www.mod.go.jp/gsdf/wae）・相浦駐屯地・大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

(3)落札決定方法
予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4)保証金に関する事項

ア　入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
イ　契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

（５）入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

（６）入札の無効
ア　第２項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
イ　電信・電話による入札
ウ　入札金額及び入札者名称が判別し難い入札
エ　入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

（７）契約書等作成
落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。
適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊相浦駐屯地第３６３会計隊長とする。

（８）その他
ア　入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
イ　質疑については入札前日までに終了し、郵便入札する者は入札当日の質疑においては、承諾したものとみなす。
ウ　郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和８年１１月１１日（水）０８時３０分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
エ　「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
オ　資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。
カ　公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第８章を確認し承知のうえ参加すること。
キ　第７項（８）エ・カの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
ク　市価調査書については、令和８年１１月９日（月）１７時００分までにＦＡＸ又はメール、郵送等によって努めて提出すること。また、提出の遅延が明らかになった時点で早期に連絡し、具体的な提出日時及び方法を明らかにすること。
ケ　最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
コ　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
サ　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性があります。

（９）問い合わせ先
〒８５８－８５５５　長崎県佐世保市大潟町６７８番地　陸上自衛隊相浦駐屯地
ＴＥＬ　　０９５６－４７－２１６６
ＦＡＸ　　０９５６－３４－１１７７
メールアドレス　363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

入札に関する事項　　：　第３６３会計隊契約班　　齊　藤　　内線２８８７
仕様書の配布場所　　：　第３６３会計隊契約班
仕様書に関する事項　：　搬入場所参照

調達要求番号：62E81AE0006

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	２４８２４０２	仕様書番号	
WSL-PS110S 中型車両用オートリフト定期点検（３年点検）		ＡＷＦ０００００Ｖ００６	
		作　成	令和８年１０月２３日
		変　更	
		作成部隊名	水陸機動団後方支援大隊
		作成者	４係　清原２曹

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する中型車両用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｒの1.2による。

1.2.1

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3　種類

種類は、表１による。

表１－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名	器材番号
1	2482402	2482402	WSL-PS110S 中型車両用オートリフト定期点検（３年点検）	WSL-PS110S（17K0054）

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　規格

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＢ　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｒ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

B)　法令等

車両用オートリフト（１０ｔ．２４ｔ．３０ｔ）の定期点検要領の徹底について（通達）

［陸幕武化第５５６号（２０．１２．１５）］

リフト点検資格認定制度　社団法人　日本自動車機械工具協会

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は必ず“社団法人　日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は点検とする。

2.3　整備の作業方式

整備の作業方式は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｒの2.3に示す、確定作業方式によるものとし、標準作業表は表４による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合は、表２に示す“標準外作業見積書”を担当官に提出し、承諾を得るものとする。

2.4　点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5　整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書に指定する。

2.6　部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7　塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置は、商慣習による。

2.8　外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離そのた使用上有害な欠陥があってはならない。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　官側の支援

点検に必要な人員及び車両については官側の支援を受ける事ができる。

なお、支援を受ける場合は、必要事項を調達要求元に調整するものとする。

4.2　交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｒの2.9.6により返納するものとする。

4.3　提出書類

提出書類は、表２による。

表２－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各１	－
無償貸付申請書 a)		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００ ０１ＡＢの7.4による。
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）		－
標準外作業見積書 a)		－
注 a)　必要に応じ提出する。		

4.4　添付書類

添付書類は、表３による。

表３－添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績者	各１	－
交換部品証明書		－
品質保証書		－
納入品のかしに関する契約 条項		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００ ０１ＡＢの7.4による。

4.5　履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商習慣とする。

4.6　仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表４－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1　動力源の確認 2　障害物（周囲） 3　器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	1　油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） 2　消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3　各部位の調整及び清掃 4　各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	1　安全装置の点検 2　駆動装置の点検 3　昇降装置の点検 4　操作装置の点検 5　配管部の点検 6　その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アッタチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当者にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1　リフトの位置確認及び調整 2　アッタチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5 に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見やすい箇所にシールを貼る。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	６２Ｅ８１ＡＥ０００６
	調達要求年月日	令和８年５月１１日
	作成部隊	水陸機動団後方支援大隊
	作成年月日	令和８年５月１１日
	作成者	４係　清原２曹
品名	WSL-PS110S 中型車両用オートリフト定期点検（３年点検）	
仕様書番号	ＡＷＦ０００００Ｖ００６	

指定事項：今回調達する中型車両用オートリフト定期点検は次による。

1　仕様書2.2.1　点検機器

品名	規格	単位	数量
WSL-PS110S 中型車両用オートリフト定期点検 （３年点検）	WSL-PS110S	台	1

2　仕様書2.2.5　整備実施場所

整備実施場所は、長崎県佐世保市大潟町６７８　陸上自衛隊　相浦駐屯地　第２整備工場とする。

3　仕様書2.2.6　部品・副資材

点検機器の交換部品は、表５とする。

表５－交換部品

連　番	型　式	品　名	数　量
１	WSL-PS110S	01-04　ウエアリング	４個
２	WSL-PS110S	01-05N エアー抜きボルト	２個
３	WSL-PS110S	01-06　パッキン	２個
４	WSL-PS110S	01-07　スクレーパ	２個
５	WSL-PS110S	01-08　Ｏリング	２個
６	WSL-PS110S	01-09　スチールボール	２個
７	WSL-PS110S	01-10　六角穴付ボルト	１６個
８	WSL-PS110S	01-11　六角穴付ボルト用バネ座金	１６個
９	WSL-PS110S	02-07　シリンダヘッド	２個
１０	WSL-PS110S	02-11　ウエアリング	２個
１１	WSL-PS110S	02-13　バルブ付エアーシリンダ	２個
１２	WSL-PS110S	02-14　リミットスイッチ	２個
１３	WSL-PS110S	02-15　防水コネクタ	２個
１４	WSL-PS110S	02-36N レギュレータ	１個
１５	WSL-PS110S	02-38N ハーフユニオン	４個
１６	WSL-PS110S	02-42N スピードコントローラ	２個
１７	WSL-PS110S	02-43N ダブルユニバーサルエルボ	１個
１８	WSL-PS110S	07-08　単列深清玉軸受	８個
１９	WSL-PS110S	07-09　軸用Ｃ型止め輪	４個
２０	WSL-PS110S	07-10　六角ナット	８個
２１	WSL-PS110S	08-04N トルケリミタ	１個
２２	WSL-PS110S	08-05　フイドラスブラケット	１個
２３	WSL-PS110S	08-06　駆動スプロケット	１個
２４	WSL-PS110S	08-09　単列深清玉軸受	２個
２５	WSL-PS110S	08-10　ブライトローラチェーン	１個
２６	WSL-PS110S	08-11　ワイヤロープ	１個
２７	WSL-PS110S	08-12　ターンバックル	１個
２８	WSL-PS110S	08-13　ワイヤクリップ	２個
２９	WSL-PS110S	08-15　滑車	６個
３０	WSL-PS110S	08-18　軸用Ｃ型止め輪	１個
３１	WSL-PS110S	08-34N ハーフユニオン	２個
３２	WSL-PS110S	08-35N エルボユニオン	２個
３３	WSL-PS110S	14-31　回逆電磁開閉器	１個
３４	WSL-PS110S	14-33　主回路リージ　吸収ユニット	３個

連　番	型　式	品　名	数　量
３５	WSL-PS110S	14-34　電磁開閉器	２個
３６	WSL-PS110S	14-4CM1 ホイスト用押御開閉器	１個
３７	WSL-PS110S	14-48　キャブタイヤコード	１個